

【これは高知家庭裁判所中村支部の取扱いです】

面談日の予約について

以下の手順で申立てをしてください。

① 申立書を作りましょう

申立書を記載し、申立てセットに付属しているチェックリストを参考にして、必要書類をそろえてください。



② 申立書を出しましょう

の必要書類がそろったら、申立書一式を収入印紙及び郵便切手といっしょに、裁判所に提出してください（持参でも、郵送でもかまいません。）

【郵送する場合の宛先】

〒787-0028 高知県四万十市中村山手通54番地1 高知家庭裁判所中村支部

後日、申立人に電話連絡いたしますので、平日の昼間（午前8時30分から午後5時）に連絡のとれる電話番号（携帯電話又は固定電話）を必ず記載しておいてください。

③ 電話を待ちましょう

で提出された申立書類一式等を確認したうえで、申立人及び後見人候補者に裁判所へお越しいただく日（以下、「面談日」といいます。）を調整するため、後日、裁判所から申立人に電話連絡します。

次頁の電話番号が着信履歴に残っていた場合には、お手数ですが、平日の昼間（午前8時30分から午後5時）に折り返し御連絡ください。

【高知家庭裁判所中村支部の電話番号】

0880-35-4741 , 0880-35-3007 または 0880-35-3302

面談日は、平日の午前9時から午後4時までの間(ただし、午後零時から午後1時までの間は除く。)の約1, 2時間程度を予定しています。

④ 裁判所へ行きましょう

面談日当日は、裁判所1階奥の家庭裁判所の窓口へお越し下さい。

※ 当日は、印鑑(スタンプ式不可)を御持参ください。

※ 窓口で「成年後見の面談に来た」とお伝えください。

